

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人金沢工業大学
② 設置大学名称	金沢工業大学
③ 担当部署	法人部
④ 問合せ先	jinji@neptune.kanazawa-it.ac.jp
⑤ 点検結果の確定日	令和 7 年 9 月 2 6 日
⑥ 点検結果の公表日	令和 7 年 1 0 月 1 日
⑦ 点検結果の掲載先 URL	https://www.kanazawa-it.ac.jp/about_kit/gakuenjokyo.html#zigyouthoukoku
⑧ 本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	・ 建学の精神 三大建学綱領「高邁な人間形成」「深遠な技術革新」「雄大な産学協同」の具現化 ・ 建学の精神・理念に基づく人材像 「高邁な人間形成」：我が国の文化を探究し、高い道德心と広い国際感覚を有する創造的で個性豊かな技術者・研究者を育成します。 「深遠な技術革新」：我が国の技術革新に寄与するとともに、将来の科学技術振興に柔軟に対応する技術者・研究者を育成します。 「雄大な産学協同」：我が国の産業界が求めるテーマを積極的に追究し、広く開かれた学園として地域社会に貢献します。
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	学生の学びの基礎単位である大学の学部及び高専の学科においても、３つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。 教育理念の実現に向け、３ポリシーを全学的な基本方針に策定し、大学全体のポリシーと高専全体のポリシーを定め、学生に明示し、公開しています。
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	・ 教育研究会議・教授会の役割（学長と教育研究会議・教授会の関係） 大学の教育研究の重要な事項を審議するために教育研究会議を設置しています。審議する事項については金沢工業大学学則第４条３項に定めています。 教授会は、金沢工業大学学則第４条の２に定めるもののほか、学長が掌る教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じて、意見を述べることができます。 - ただし、学校教育法第 93 条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

実施項目 1－1④	説明
教職協働体制の確保	・教職協働 実効性ある中期計画の策定・実行・評価・改善（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	・ユニバーシティ・ディベロップメント 理事長及び学長、校長からの建学の精神に基づく活動方針を毎年の互礼会で示し、本法人の社会的価値の創造と最大化に向けて教職員が一体となり、学園共同体が共有する価値に基づく信条「KIT-IDEALS」を規範として取組みます。また、教員向けにはFD、教職員全体向けにはSDを毎年実施しています。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	・中期目標と中期計画（5年間）立案について 次の点に考慮した計画を立案し確実な実行に努めます。 ① 建学の精神遵守と特色ある教育研究の実践を図るため、機関認証評価の結果を踏まえた改善に努め、教育の質向上、更なる産学協同の推進を図り、グローバル化への挑戦、学習環境整備、社会貢献、積極的な外部評価への取組、財政基盤の安定に注力した経営に努めます。 ② 急速な社会環境変化に柔軟に対応し得るため、中期計画の進捗状況の確認、財務状況の安定化に努め、透明性ある法人運営に努めます。 ③ 経営陣と教職員が中期計画を共有し、FD活動、SD活動、教職協働の取組を推進し、更なる「学生の成長支援を図るための取組」への改革を推進します。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期計画と事業計画の関係、毎年の進捗管理と改善活動、更に計画の見直しを行います。 特に、この中期計画は、毎年の事業計画（事業内容）との関連性について明確化します。更に各事業は、それぞれの実施部局ならびに関連部局との連携と実行により、その実効性を高めるものとしています。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	・ 認証評価及び自己点検・評価 機関認証評価結果（金沢工業大学） 令和 4（2022）年度に、公益財団法人日本高等教育評価機構による認証評価を受け、その結果、基準に適合していると認定されました。
実施項目 2－1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	・ 社会貢献・地域連携 本学では、地域との連携を尊重し、各自治体、小学校、中学校、高等学校、放送大学、学会、協会等との様々な社会及び地域の貢献活動に取り組んでいます。また、大学コンソーシアム石川へ参画しています。包括協定を結ぶ金沢市、野々市市、白山市、小松市、加賀市、珠洲市等とは、教育研究に関する連携活動を実施しています。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、学校法人金沢工業大学ハラスメント防止規則に基づき、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。
実施項目 2－2 ②	説明
役員等への女性登用の配慮	評議員 2 名（総数 13 名）の女性を登用しています。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1 ①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格及び構成を「寄附行為」、「寄附行為細則」に、理事長・理事・常務理事の職務を「寄附行為」に定め、明確にしています。 理事選任のための理事選任機関を「寄附行為」に基づき設置し、「寄附行為」及び「寄附行為細則」に従い、役員等候補者選考委員会における理事候補者選考結果および学園倫理委員会における適格審査の審査結果を理事会で確認し、評議員会の決議により選任しています。
実施項目 3－1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会は、定期的を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、「法令」及び「寄附行為」に従い、必要な事項については、評議員会の意見を聴いたうえで、業

	務執行上の重要事項を審議、決定しています。 理事会及び評議員会の役割、権限及び体制や運営に関することを「寄附行為」、「理事会規則」及び「評議員会規則」に定め、適切に理事会、評議員会の運営を行っています。 理事会・評議員会で決議した事業計画や方針に基づいた法人の日常業務運営は、理事長及び常務理事（代表業務執行理事）で構成される常任理事会で審議し、執行している。常任理事会の運営に関することは「常任理事会規則」に定め、適切に常任理事会の運営を行っています。 理事会と評議員会の決議が異なる場合については、「寄附行為」に基づき、再度評議員会を開催し、協議を行うこととなっています。 理事会、評議員会及び常任理事会の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報について、「寄附行為」、「理事会規則」、「評議員会規則」等に基づき、適切に作成、保存及び管理しています。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	・理事への研修機会の提供と充実 学校法人を取り巻く環境や財務状況等について、課題を共有し、意見交換する機会を設けています。 また、関係団体（日本私立大学協会、日本私立学校振興・共済事業団など）が実施している研修会を案内し、積極的な参加を促しています。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任基準となる資格、職務等を「寄附行為」に定め、役員等候補者選考委員会における監事候補者選考結果および学園倫理委員会における適格審査の審査結果を理事会で確認し、評議員会の決議により選任しています。 会計監査人は、学園倫理委員会における適格審査の審査結果に基づき、理事会で候補者を確認し、評議員会の決議により選任しています。
実施項目 3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事・公認会計士との情報交換を行っています。
実施項目 3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事への学外での研修機会も提供しています。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の定数と属性・構成割合、資格を「寄附行為」に定め明確にしています。 評議員選任には、「寄附行為」及び「寄附行為細則」に従い、役員等候補者選考委員会における評議員候補者選考結果および学園倫理委員会における適格審査の審査結果を理事会で確認し、評議員会の決議により選任しています。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集や議決事項、評議員の役割、責務を「寄附行為」及び「評議員会規則」に定め明確にするとともに、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制や運営に関することを「寄附行為」、「理事会規則」及び「評議員会規則」に定め、適切に運営しています。 理事会と評議員会の決議が異なる場合については、「寄附行為」に基づき、再度評議員会を開催し、協議を行うこととなっています。 理事会、評議員会及び常任理事会の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報について、「寄附行為」、「理事会規則」、「評議員会規則」等に基づき、適切に作成、保存及び管理しています。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会において、理事会における議案等を報告し、情報提供を行っています。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	・危機管理のための体制整備 安全指針、学生のための安全の手引、大災害対策基本マニュアルを作成し、冊子の配布や学内ポータルサイトで学生、教職員に周知しています。ハラスメント防止・研究活動の不正行為の防止等に関しては、規程を整備し、遵守しています。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	・法令遵守のための体制整備 就業規則に規定し、遵守しています。また、公益通報の窓口(監査室)を置き、通報者の保護を図っています。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	・法令上の情報公開 学校教育法施行規則（第 172 条の 2）等の法令に基づく情報公開については、ホームページの「情報公開」において公開しています。 ・その他、次世代育成支援行動計画、女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画などの取り組み内容についても公開しています。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	・自主的な情報公開 法律上公開が定められていない情報についても、ホームページ・広報誌等を用いて発信しています。 ・情報公開の工夫等 学校法人に関する情報については、ホームページによる公開に加え、事業所においても紙媒体で備え置いています。情報公開にあたっては、情報公開規程に規定し、遵守しています。

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明